

# 利益相反取引の 容認条項

一般社団法人家族信託普及協会 代表理事 司法書士 みやた ひろし 宮田 浩志

## 利益相反取引は原則無効

信託法においては、受託者と受益者との利害が相反する行為（これを「利益相反行為」という）を行うことは、原則として禁止されています（信託法31条）。具体的な利益相反行為については、次ページの図表のとおりです。

## 利益相反行為を有効にするための条件とは

信託法において禁止されている次ページの図表の(1)～(4)に該当する行為をしたときは、原則無効とされていますが、下記の(ア)～(エ)の利益相反行為の許容条件に該当する場合には、法的に有効な利益相反行為をすることができるという法的構成をとっています。

- (ア) 信託契約書に利益相反行為をすることを許容する旨の定めがあるとき
- (イ) 受託者が利益相反行為について重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき（ただし、利益相反行為ができない旨の信託行為の定めがあ

るときは、受益者の承諾があってもすることはできません）

- (ウ) 相続その他の包括承継により信託財産に属する財産に係る権利が固有財産に帰属したとき
- (エ) 受託者が当該行為をすることが信託の目的の達成のために合理的に必要と認められる場合であって、受益者の利益を害しないことが明らかであるとき、または当該行為の信託財産に与える影響、当該行為の目的および態様、受託者の受益者との実質的な利害関係の状況その他の事情に照らして正当な理由があるとき

## 利益相反取引はその都度受益者の同意を得るのが原則

原則的な考え方としては、受託者と受益者の利害が相反する取引をしたいと考えたとき、その行為をする際に、その具体的な取引内容を受益者にきちんと説明したうえで、受益者の書面による承諾をその度ごとにもらうべきです（上記(イ)の利益相反行為の許容条件に該当）。し

## ■ 利益相反行為と事例

利益相反行為	具体的な事例	法的効果
(1) 信託財産に属する財産（当該財産に係る権利を含む）を受託者の固有財産に帰属させ、または受託者の固有財産に属する財産（当額財産に係る権利を含む）を信託財産に帰属させること	・ 信託財産たる未上場株式について受託者個人を買主として売買するケース ・ 受託者の個人所有の不動産を信託財産たる現金で購入し、信託財産に組み入れるケース	利益相反許容条件（ア）～（エ）に該当しない場合は、無効！  ⇒受益者の追認があれば遡って有効となる
(2) 信託財産に属する財産（当該財産に係る権利を含む）を他の信託の信託財産に帰属させること	委託者兼受益者を父親とする信託と委託者兼受益者を母親とする信託の2つの信託契約の受託者となっている息子が、お互いの信託財産を交換するなど恣意的に財産を移動・組換えさせるケース	利益相反許容条件（ア）～（エ）に該当しない場合は、無効！  ⇒受益者の追認があれば遡って有効となる
(3) 第三者との間において信託財産のためにする行為であって、自己が当該第三者の代理人となって行うもの	信託財産たるマンションを受託者が代表を務める会社に売却するケース	有効！  ⇒取引当事者である第三者が知っていた場合、または知らなかったことにつき重大な過失があった場合は、取消可能
(4) 信託財産に属する財産につき固有財産に属する財産のみをもって履行する責任を負う債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であって受託者またはその利害関係人と受益者との利益が相反することとなるもの	受託者個人が借りている銀行のアパートローンの担保として、信託財産を担保提供するケース	有効！  ⇒取引当事者である第三者が知っていた場合、または知らなかったことにつき重大な過失があった場合は、取消可能

かし、家族信託の実務においては、受益者が高齢の親世代であることや後継の受益者の代になったことにより受益者の判断能力に支障があるケース（例えば、認知症の配偶者や障害のある子が第二受益者となったケース）も多分に想定される中で、利益相反取引をしたいとなった際に明確な承諾の意思表示がもらえるとは限りません。

受益者の承諾がその都度得られないリスクへの対応策としては、次の二つが考

えられます。

一つ目は、「受益者代理人」を置き、受益者に代わって受益者代理人が必要な都度承諾をするという方策です。

二つ目は、信託契約書の中であらかじめ利益相反取引を許容する条項を盛り込んでおく方策です（上記（ア）の利益相反行為の許容条件に該当）。

そこで、今回は、信託契約書の中に利益相反容認条項を置く場合に、どのような文言にすべきかについて解説します。

## 利益相反取引については具体的に記載する

信託契約書の条項において、単に「受託者は利益相反行為（自己取引）をすることができる」旨だけを置くケースを見かけることが少なくありません。

このような定めは、そもそも利益相反の容認条項として有効であるかどうか疑義が生じます。いかなる利益相反取引であっても行うことができるという「包括的な定めは、忠実義務違反を排除する実質を持ち、それが真に意図されているならば、そもそも信託ではない」（道垣内弘人『条解 信託法』222頁）という指摘があります。また、「一般論としていえば、例外として許容される行為が他の行為と客観的に識別可能な程度の具体性をもって定められ、かつ、当該行為について、これを許容することが明示的に定められていなければならず」、「信託行為に単に『自己取引ができる』という程度の定めがあるだけでは足りないというべきである」（寺本昌広『逐条解説 新しい信託法』125頁）とされています。つまり、具体的にどのような利益相反取引が想定されるのかをきちんと検討したうえで、具体的な取引内容についてあらかじめ容認する条項を定めることが必要だと考えます。

例えば、信託財産となっている（実体として老親が保有する）不動産を受託者が個人的に買い取るケースや、信託財産となっているマンションの一室を受託者が個人的に賃借するケースなどです。この場合は、「買い取ることができる」「賃借することができる」というだけではな

く、売買代金や賃料等の対価についての考え方も盛り込むべきと考えます。一例として、複数の不動産仲介業者の査定額の平均価額を算出してこれを売買価格に設定することを規定したり、近隣の賃料相場を踏まえて、著しく安価な賃料にならない賃料を設定する旨を置くことです。

## 直接的な利益相反行為でなくても承諾はもらうべき

直接的な利益相反取引には該当しなくても、受託者の忠実義務違反となりかねない行為についても、将来的に想定し得る取引があれば、あらかじめ信託契約書の中で容認する条項を盛り込んでおくのも良策といえます。

例えば、受託者の子（受益者たる老親から見れば孫）が信託財産に入っている遊休地にマイホームを建設したいようなケースです。孫としては、信託財産たる土地を無償で借りたうえで、自宅の建設にあたり銀行から住宅ローンを借り、それに伴い当該底地に担保を設定するような場合が想定できます。このような場合、信託財産を利用するのは受託者自身ではないので、直接的な利益相反には該当しませんが、だからと言って遊休地を無償で貸したり、銀行の抵当権を設定する（孫のために担保提供する）行為は、受益者にとって何ら経済的なメリットが生じないことから、受託者が受益者の承諾なくこれらの手続きを勝手に進めることはすべきではありません。このような場合でも、利益相反の容認条項に準じて、具体的に想定される取引行為を明記

したうえで、これを許容する旨の条項を置くべきでしょう。

## ✍ 受益者に利益相反行為をしたことを報告するのが大原則

受託者は、P.64 の図表の(1)~(4)の利益相反行為をしたときは、受益者に対し、

当該行為についての重要な事実を通知しなければなりません（信託法31条3項）。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによると定められているため、信託契約書に「信託法31条3項による受託者から受益者への通知は、要しないものとする」との条項を設ければ、受益者への通知を省略することが可能となります。

### ■ 信託法

(利益相反行為の制限)

第31条 受託者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 信託財産に属する財産（当該財産に係る権利を含む。）を固有財産に帰属させ、又は固有財産に属する財産（当該財産に係る権利を含む。）を信託財産に帰属させること。
  - 二 信託財産に属する財産（当該財産に係る権利を含む。）を他の信託の信託財産に帰属させること。
  - 三 第三者との間において信託財産のためにする行為であって、自己が当該第三者の代理人となって行うもの
  - 四 信託財産に属する財産につき固有財産に属する財産のみをもって履行する責任を負う債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であって受託者又はその利害関係人と受益者との利益が相反することとなるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる行為をすることができる。ただし、第2号に掲げる事由にあっては、同号に該当する場合でも当該行為をすることができない旨の信託行為の定めがあるときは、この限りでない。
- 一 信託行為に当該行為をすることを許容する旨の定めがあるとき。
  - 二 受託者が当該行為について重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき。
  - 三 相続その他の包括承継により信託財産に属する財産に係る権利が固有財産に帰属したとき。
  - 四 受託者が当該行為をすることが信託の目的の達成のために合理的に必要と認められる場合であって、受益者の利益を害しないことが明らかであるとき、又は当該行為の信託財産に与える影響、当該行為の目的及び態様、受託者の受益者との実質的な利害関係の状況その他の事情に照らして正当な理由があるとき。

- 3 受託者は、第1項各号に掲げる行為をしたときは、受益者に対し、当該行為についての重要な事実を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
- 4 第1項及び第2項の規定に違反して第1項第1号又は第2号に掲げる行為がされた場合には、これらの行為は、無効とする。
- 5 前項の行為は、受益者の追認により、当該行為の時にさかのぼってその効力を生ずる。
- 6 第四項に規定する場合において、受託者が第三者との間において第1項第1号又は第2号の財産について処分その他の行為をしたときは、当該第三者が同項及び第2項の規定に違反して第1項第1号又は第2号に掲げる行為がされたことを知っていたとき又は知らなかったことにつき重大な過失があったときに限り、受益者は、当該処分その他の行為を取り消すことができる。この場合においては、第27条第3項及び第4項の規定を準用する。
- 7 第1項及び第2項の規定に違反して第1項第3号又は第4号に掲げる行為がされた場合には、当該第三者がこれを知っていたとき又は知らなかったことにつき重大な過失があったときに限り、受益者は、当該行為を取り消すことができる。この場合においては、第27条第3項及び第四項の規定を準用する。

みやた ひろし  
**宮田 浩志**

司法書士

宮田総合法律事務所代表。一般社団法人家族信託普及協会代表理事。

後見人等に多数就任中の経験を活かし、家族信託・遺言・後見等の仕組みを活用した「老後対策」「争族対策」「親なき後問題」について全国からの相談が後を絶たない。

特に家族信託のコンサルティングでは先駆的な存在で、日本屈指の相談・組成実績を持ち、全国でのセミナー講師も多数。著書に『相続・認知症で困らない家族信託まるわかり読本』（近代セールス社）、『図解2時間でわかる！はじめての家族信託』（クロスメディア・パブリッシング）がある。